

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年1月28日

独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長 長谷川 真理子

1. 調達概要

- (1) 件名 独立行政法人日本芸術文化振興会助成事業用クライアント機器一式の賃貸借
(令和8年4月から12か月間)
- (2) 履行場所 東京都千代田区隼町4番1号（国立劇場構内）他
- (3) 概要 本件は、クライアントパソコンを調達し、納入後から賃貸借期間満了までの製品保守サービス等を提供するものである。
- (4) 履行期間 令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

2. 競争参加資格

- (1) 独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第16条及び第17条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 独立行政法人日本芸術文化振興会一般競争（指名競争）参加資格において、令和7年度の「役務の提供等」で「A」、「B」又は「C」等級の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。）。なお、全省庁統一資格において当該資格を有する者は、同等級の認定を受けている者とみなす。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から競争執行の時までの期間に、独立行政法人日本芸術文化振興会、文部科学省又は文部科学省関係機関から取引停止又は指名停止の処分を受けていないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照）。
- (6) 本公告に示した物品の保守業務を実施する組織・部署において、当該保守業務の実施を適用範囲に含んだISMS（情報セキュリティ管理システム）についてISO/IEC27001又はJISQ27001に基づく認証を取得、若しくはプライバシーマークを取得していること。
- (7) 本公告に示した役務の履行が可能な者であること。
- (8) 本公告に示した賃貸借物品に係る保守体制が整備されている者であること。
- (9) 本公告に示した賃貸借物品を、第三者をして貸付又は保守を行わせようとする者にあっては、第三者をして貸付又は保守できる能力を有することを証明した者であること。
- (10) 契約担当役（独立行政法人日本芸術文化振興会 理事長）が別に指定する反社会的勢力に該当しない旨の誓約書に誓約できる者であること。

3. 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒102-8656 東京都千代田区隼町4番1号
独立行政法人日本芸術文化振興会 財務部契約課契約係 萩原
電話番号 050-1754-5981(直通)

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

入札説明書は、令和8年1月28日(水)から独立行政法人日本芸術文化振興会HP(トップページ>調達情報>入札情報一覧)又は上記(1)にて交付する。入札説明書の交付は無料とする。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

令和8年1月28日(水)から令和8年2月19日(木)午後5時まで

上記(1)に持参又は郵送(提出期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)により提出すること。

※(1)～(3)の受付は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時までとする。

(4) 競争執行の日時及び場所

令和8年2月26日(木)午前11時

東京都千代田区隼町4番1号

独立行政法人日本芸術文化振興会 国立劇場本館3階 第5会議室

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札に関する条件に違反した入札、その他独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第16条第1項各号に掲げる入札並びに郵便による入札、電子メールによる入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

(4) 誓約書の遵守 上記2.(10)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約に反することとなったときは、当該者の入札を無効とし、落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

(5) 落札者の決定方法 本件の役務を提供できると契約担当役が判断した入札者のうち、独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格が、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3.(1)に同じ。

(8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記2.(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3.(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、競争執行時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(9) 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(独立行政法人日本芸術文化振興会HPトップページ>調達情報)を参照の上、その内容について同意了承すること。

(参照 : <https://www.ntj.jac.go.jp/about/procurement/info.html>)

(10) 詳細は入札説明書による。